

# 協力会社安全衛生管理規程



株式会社 **植木組**

# 協力会社安全衛生管理規程

## (目的)

第 1 条 本規程は植木組（以下「会社」という）施工の建設工事に関し、協力会社の安全及び衛生管理上必要な事項を定め、作業所における従業員の安全と健康を確保することを目的とする。

## (遵守事項)

第 2 条 協力会社は会社の工事の一部を受注したときは、労働安全衛生法(以下「安衛法」という)及び関係法令を遵守するとともに会社及び作業所の定める規則等に従い安全衛生管理水準の向上に努めなければならない。

## (安全管理)

第 3 条 協力会社は会社の災害防止についての必要な措置に従うとともに、作業所の災害防止のため作業所長に協力し、その指示に従わなければならない。

2. 協力会社は受注した工事の一部を他の会社に発注する場合、作業所長に届出るとともに、後次の請負者に対して再下請時の届出及び安全管理指導をしなければならない。

## (届出)

第 4 条 協力会社は会社に次の事項を届出なければならない。

- (1) 作業所の安全衛生計画
  - (2) 労働者名簿
  - (3) 職長及び安全衛生責任者
  - (4) 作業主任者等安衛法の資格取得者
  - (5) 持込機械・設備等
  - (6) 災害防止協議会入会届
  - (7) 施工体制に係わる届出書類
  - (8) 作業手順書
  - (9) 安衛法で定める車両系建設機械等の作業計画
  - (10) その他必要な書類
2. 協力会社は受注した工事の一部を他の会社に発注する場合も前項の事項を後次の請負者に対し届出するよう指導をしなければならない。

## (職長等の選任)

第 5 条 協力会社は作業中の労働者を直接指揮又は監督する者(職長)については安衛法に定める教育を修了した者を選任し作業所長に届出なければならない。また、安衛法による統括安全衛生責任者選任作業所においては安全衛生責任者を選任しなければならない。

2. 協力会社は職長及び安全衛生責任者に対し次の職務を行わせなければならない。

- (1) 作業所の作業所長との連絡
- (2) 作業所長から連絡を受けた事項の関係者への伝達
- (3) 作業所長から連絡を受けた事項のうち、自ら係るものの実施の管理
- (4) 自ら作成する作業計画について、作業所長との調整
- (5) 混在作業による労働災害に係る危険の有無の確認
- (6) 後次の請負人の職長及び安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整

## (作業主任者の選任)

第 6 条 協力会社は安衛法に定める作業を行うときは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業所長に届出るとともに次の職務を行わせなければならない。

- (1) 作業方法の決定及び作業の直接の指揮
- (2) 材料の欠点の有無並びに工具の点検、不良品の除去
- (3) 作業中の保護帽、安全帯及び保護具の使用状況の監視
- (4) その他法定事項

(安全衛生教育)

第 7 条 協力会社は従業員を新たに作業所に入場させる場合、必要事項について安全衛生教育を行った後、就業させなければならない。

2. 協力会社は法令に定める教育を必要とする危険又は有害業務については、特別教育を修了した従業員に従事させなければならない。

(就業制限)

第 8 条 協力会社はクレーンの運転その他の法令に定める業務については、必要な資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2. 当該業務に従事する者は、免許証その他資格を証する書面を携帯していなければならない。

(定期健康診断の実施)

第 9 条 協力会社は法の定めによって健康診断を実施し、従業員の健康状態を把握し作業の配置にあたって不適当な作業に就かせてはならない。

(中高年者の適正配置)

第 10 条 協力会社は中高年齢者その他労働災害の防止上その就業にあたって特に配慮を必要とする者については、これらの者の健康状態を良く把握し適正な配置を行うように努めなければならない。

(監視人等の配置)

第 11 条 協力会社は法令の定めるところ及び作業所長の指示に従い、又は必要と認めた場所に監視人、誘導員を定めて危険防止に努めなければならない。

(災害防止協議会)

第 12 条 協力会社は災害防止協議会に出席し、災害防止のため協議し協力しなければならない。

2. 協力会社は作業所の安全工程打合せに参加するとともに作業間の連絡及び調整並びに作業箇所  
の巡視その他災害防止活動に協力しなければならない。

(職長会の設置)

第 13 条 協力会社は、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握を図るため、会社の定める基準により職長会を設置し、運営を援助しなければならない。

(安全ミーティング)

第 14 条 協力会社は作業開始前の定期又は随時に安全作業打合せを実施し、安全な作業方法、手順を従業員に周知徹底させなければならない。

(朝礼への参加)

第 15 条 協力会社は作業所の行う安全朝礼には、当日就労する従業員を積極的に参加させなければならない。

(保護具の着用)

第 16 条 協力会社は従業員に対し、保護帽、安全带等法に定められた保護具を必ず着用させ、その正しい使用方法を従業員に徹底させなければならない。

(防護設備の復旧)

第 17 条 協力会社は作業床の端、開口部、足場等の手すり、囲い、さく、覆い及び壁つなぎその他防護設備を無断で取外してはならない。なお、やむを得ず取外す場合は、作業所長の許可を得て外し、用済後は直ちに復旧し、作業所長に届出なければならない。

(持込機械の点検)

第 18 条 協力会社の持込み機械は事前に整備し、持込みの際作業所長に報告し、安全点検を受けなければならない。

(機械の用途外使用の禁止)

第 19 条 協力会社は車両系建設機械の主たる用途外使用をしてはならない。

(安全点検)

第 20 条 協力は機械、設備、環境に応じて安全点検責任者を選任し、安全点検を実施させなければならない。

(火薬の使用)

第 21 条 協力は火薬を使用する場合、作業所長、火薬取扱責任者の指示に基づき、その保管に細心の注意を払い、保管設備の維持に努めるとともに消費にあたっては消費量の適正管理にあたらなければならない。

(寄宿舎の管理)

第 22 条 協力は使用する従業員宿舎は「建設業附属寄宿舎規程」に基づいて常に環境衛生整備を行い、管理責任者を指名し、管理にあたらせなければならない。

(場内整備)

第 23 条 協力は作業の安全を確保するため、作業場の整理、整頓、清掃、清潔に努めなければならない。

(交通災害の防止)

第 24 条 協力は交通事故防止に留意し従業員等に適切な交通安全教育をしなければならない。

(第三者災害防止)

第 25 条 協力は第三者災害の防止のため、特に交通災害、飛来落下、倒壊、崩壊及び公共物等の損傷等の事故防止に周到な配慮をしなければならない。

2. 協力は第三者災害防止のため従業員の作業規律維持に注意し監督の責任を負わなければならない。

(安全パトロール)

第 26 条 協力の安全管理責任者は、随時、作業場所の巡視をしなければならない。

(災害発生時の措置)

第 27 条 協力の従業員は、作業所内で労働災害、第三者災害が発生した場合、又は発生が予見されるときは、担当業務の如何を問わず直ちに臨機の処置をとるとともに作業所長に急報しなければならない。

(再発防止)

第 28 条 協力の責任者は災害等の発生に際し、作業所で開催する再発防止検討会に出席し、災害原因の調査及び同種災害の再発防止対策を検討しなければならない。

2. 協力は前項の他自社においても同様の再発防止検討会を実施し、その結果を作業所長に報告しなければならない。

(安全表彰)

第 29 条 協力会社への安全表彰は別に定める「協力会社安全表彰規程」による。

(意見、要望の具申)

第 30 条 協力は会社の安全衛生に関する意見や要望がある場合は、すみやかに安全品質環境部長へ具申するよう努めなければならない。

|              | 附   | 則   |      |
|--------------|-----|-----|------|
| 本規程は昭和 5 4 年 | 4 月 | 1 日 | 施 行  |
| 本規程は昭和 5 6 年 | 4 月 | 1 日 | 改正施行 |
| 本規程は平成 1 0 年 | 4 月 | 1 日 | 改正施行 |
| 本規程は平成 1 8 年 | 4 月 | 1 日 | 改正施行 |